

經濟論叢

第123卷 第6号

- プロイセン・ドイツの近代化と地方自治(2)……大野英二 1
- Currency Board System 生成の論理,
1893-1917年(中)……本山美彦 22
- スターリンの經濟發展論……日向健 50
- 資本の生産力……梅垣邦胤 67
-

昭和54年6月

京大經濟學會

Currency Board System 生成の論理, 1893 - 1917年 (中)

—セイロンを事例として—

本 山 美 彦

目 次

はじめに

I 植民地幣制の性格

II 輸出の拡大と通貨供給……………以上 (上)

III 政府紙幣制度の特徴

IV ルビー銀貨の廃貨か金本位制か……………以上 (中)

V 銀価反騰と通貨不足

VI 幣制の修正と為替本位制への途

おわりに……………以上 (下)

III 政府紙幣制度の特徴

かつて、F. ヒルガートは世界貿易の統計的整備作業を遂行する過程で、世界貿易がきわめて整然とした特殊な多角的貿易の型をもっていたことを発見した¹⁾。しかも彼は、商品貿易の流れを基本的に規定する要因として、イギリスの対外投資とその収益の還流通路をあげたのである。そこでは、「熱帯地域」として一括されるイギリス領植民地の一次産品貿易、およびその開発に投ぜられたイギリス資本の「辺境の開発」の役割が重視されていた。後進的経済は、

1) *The Network of World Trade*, League of Nations, 1942, (大蔵省理財局訳『世界貿易網(国際連盟)』, 調査月報第36巻特別第2号, 1947年3月)。この知見の要約は新たにドイツを別置する手法のもとでヒルガートの論文, 'The Case for Multilateral Trade', *The American Economic Review, Supplement*, XXXIII, March 1943 (Allen and Allen, ed., *Foreign Trade and Finance*, Macmillan, 1959, 第19論文に再録), でなされている。この多角的貿易網の世界経済史に占める比重については、同じくヒルガートの *Industrialization and Foreign Trade*, League of Nations, 1945, の邦訳(山口・吾郷・本山訳『工業化の世界史——1875~1945年世界経済の動態』, ミネルヴァ, 1978年)に所収の拙論「多角的貿易の型の発展」参照。

イギリス資本による生産の組織化の進展のゆえに、出超構造と資本収益の対外支払い構造とを創出されることによって、世界経済秩序安定の基軸的位置にあった、この経路が投資国と被投資国との間で短絡されるとき、世界経済は崩壊した、というのがヒルガートの結論だったのである。もちろん、資本主義的世界経済の安定的発展と後進的経済の国民経済的深化とは必ずしも同一の過程ではなく、時代が下るにつれて両者は逆の相関関係にあるという事実は否めない。しかし、単純な搾取論から脱け出したいと願うわれわれにとって、ヒルガートの、直接的な収奪自体が世界経済の不安定要因となるという結論はきわめて重要な示唆を与えてくれる。とすれば、収奪者の交代の中に、すなわち、この蜜にとりつく営為の型そのものの中に世界経済の安定性と不安定性とを生み出す諸力が見出されなければならない。植民地を収奪すべくかかわってきた本国資本の営为一その機構自体は本国の資本を後進的地域に導入し、また収益を送還する機構のことに他ならないが、実はこの機構の型そのものが本国の空洞化と、世界経済の秩序を不安定にした究極の要因であったと見なしうるのである。

周知のように、植民地に本国資本を流し込む手段はいわゆる植民地銀行 (Imperial banks, Eastern banks) によって提供されてきた。そして、それを制度的に保証したものは全イギリス領植民地を包括していた Currency Board System とされるスターリング為替本位制的植民地幣制であった²⁾。よく知られているこの制度の特徴を列挙すれば、次のようになるだろう。第1にスターリングとの為替平価を固定すること、第2に国内通貨を政府紙幣でもって供給し、発行と回収とはすべてスターリング為替を対価としなければならないこと、第3に発行紙幣残高の全額が正貨ないしはイギリス帝国内証券による準備で保証されなければならないこと、第4にこれは本国の Crown Agents for the Colonies³⁾ により統轄されねばならないこと、第5に Agents およ

2) もっとも信頼できる Currency Board System の通史は *The Banker*, July 1948 から February 1949 まで連載された匿名論文である (Sir Sydney Caine らしい)。Ide Greaves, *Colonial Monetary Conditions*, H. M. S. O., 1953, は少々露骨すぎる弁護論であるが簡潔である。各 Boards の中央銀行制度への移行の試みについては、*The Bank of England, Quarterly Bulletin*, March 1962, が的確である。

び各植民地の Currency Board との取り引き主体が法的にはともかく（民間の個人でもよい）、実質的には植民地銀行であり、国内の流動性供給の主体が植民地銀行（ほとんど全世界に営業網を張りめぐらしている）であったこと、等である。

世界経済、とくに多角的貿易網の必須の環であったイギリス植民地の一次産品生産の組織化とそのための資本を本国から導入する植民地銀行の活動の安全性を制度的に保障しようとしていた点にこの Currency Board System の重要な世界史的意義は存在していたのであるが、実はこの制度は、決して遠い過去の遺跡ではない。少なくとも制度的に整備されたのは海峡植民地の1906年の改革が最初で、この地では1958年まで続いた。The West African Currency Board は1913年から1964年5月まで³⁾、The East African Currency Board も旧形態は1960年まで続いている。1964年1月1日時点でもなお、西アフリカ（シエラ・レオーネ、ガンビア）、東アフリカ（ケニア、タンガニーカ、ウガンダ、ザンビア、アデン）、カリブ（英領ギアナ、トリニダド・トバゴ等）、マレーシャ（含ブルネイ）、香港、フィジー、セイシエル、モーリシャス、マルタ、ジブラルタル、バーミューダ、バハマ、英領ホンジュラス、フォークランド、等でこのシステムは作動していたのである。イギリスの商業銀行の国際的発展はこの幣制を基礎としていたことは言うまでもないが、このような整然とした幣制とイギリスの商業銀行の統一によるイギリス金融資本の国際化が皮肉にも本国経済の空洞化を招いたこと、そして、1960年代以降の国際金融の担い手がアメリカ系銀行に移行しても、そのアメリカ系銀行自体がシンガポール、香港、バハマをはじめとした旧イギリス領のオフ・ショア地域を拠点としたものであること、しかも早くも70年代にかつてのイギリスと同じくアメリカも国際金融の活動による本国の空洞化が生じはじめたこと、等の経緯の中につめら

3) Crown Agents については、A. W. Abbott, *A Short History of the Crown Agents and their Office*, 1959, のパンフレットがある。

4) The West African Currency Board の全史については、J. B. Loynes, *The West African Currency Board 1912-1962*, The W. A. Currency Board, 1962 がある。

れるべき問題が存在しているとわれわれは考えている。すなわち、Currency Board System はイギリス植民地の特殊な幣制、あるいはせいぜい支配一従属構造を例証するにすぎない小さな形態では決してない。この局面に横たわる問題の中には、看過することのできない世界経済の動態の重要な契機が隠されているからである。

われわれのこれまでの一連の論稿は、Currency Board System を究極の完成形態とする植民地の幣制が植民地銀行の活動にほぼ全面的に依拠しなければならなかったという必然的な事情を強調してきたものであるから、Currency Board System についてここで新たに両者の連係性を指摘する必要はないだろう。むしろ検討しておくべきことは、この制度に関して常識的に言われている「通貨供給の非弾力性」⁵⁾ という批判からどの程度この制度の動態が理解されるのかという問題についてである。もちろん、この制度が完全に「弾力的であった」という類いの弁護論を張る積りはない。「インドの通貨制度の発展は静かではあったが、急速に進行した。それについての政府側からの政策の公表はほとんど行なわれなかったし、立法上の変化もとるに足らないものであった。それでも制度は発展を続け、それも1893年の造幣局の閉鎖の担い手たち、あるいはその反対者の両者が期待したものではなかった」(『ケインズ全集・第1巻』、邦訳、東洋経済新報社、4ページ)とのケインズの発言に含意されている「幣制のなり行き」の型を摘出すること、およびこの幣制が減価を続ける銀貨を処理する過程の中から生成してきた必然的産物であることを論証しようとする点に本稿の第1の意図は存在している。念のために付言すれば、各論者の批判が誤っているわけではない。しかし、各論者に共通する論理上の欠陥

5) 100%準備制、小切手使用なし、…というセイロン幣制のもとでは、通貨供給は国際収支の動向によって自動的に決定されてしまう」(Report on the Establishment of a Central Bank for Ceylon—Exter Report, p. 4—S. P. 14 of 1949)。同様の発言は Perham, ed., *Mining, Commerce and Finance in Nigeria*, 1948, p. 186。あるいは、「Currency Board System は成長する経済にデフレの圧力を加えていた」('Currency and Banking in Jamaica', *Social and Economic Studies*, Vol. 1, No. 4, August 1953, p. 47)。「この幣制は植民地を輸出経済地に仕立てあげる強力な影響力を及ぼした」(A. D. Hazlewood, 'Economics of Colonial Monetary Arrangements', *Social and Economic Studies*, Vol. III, 1954, p. 303)。

として、銀価下落の打撃を受けて破産しつつあった植民地銀行（銀価下落とは、スターリング建て資本金と預金とをもつ植民地銀行にとって、アジア等の銀圏における業務の縮小を意味していた⁶⁾）の植民地に対するロンドン資金流し込み意欲の減退、すなわち、金融逼迫からくる輸出経済喪滅の危機に対処すべく、いかに銀貨を処理すればよかったのかの冷静な判断に欠けていたことがあげられる。さしあたって、何を、どう解決しようとしていたのか。しかし、その解決法が結局はいかにしてパクス・ブリカニカの国際金融のメカニズムを停止させる1要因となってしまったのか。問われるべきはまずこの問題でなければならなかったはずである。

さて、本論に入ろう。アジアで最大の植民地銀行、the Oriental Bank Corporation⁷⁾、の倒産とともに、植民地銀行券による通貨供給システムは根本的な再検討を迫られることになった。しかし、再建にあたっての何よりの与件は、肝心の植民地銀行がアジアでルビー債権をもちたがらないこと、したがって輸出手形に対する彼らの買い取り意欲が減退してセイロンにおける銀行券発行制度の基本的前提がきわめて脆弱なものになったことにあった。他方で、植民地の輸出は銀価下落による増進効果（低為替の刺激）をもちはじめていた。両者は絶対的の矛盾と言えぬまでも、調整のきわめて困難なものだったのである。イギリス帝国レベルにおけるこの調整はごくしゃくしたもので、本国の態度が決定されるまでにはなお10年間を要したが、1893年の国際通貨会議の失敗（金銀復本位制の国際的合意の失敗）が明らかになるや否や、イギリスの採った方針は全植民地における銀本位制の放棄→スターリングとの固定的リンクという方向であった。したがって、低為替による植民地の一次産品の輸出増進効果を

6) 「Eastern banks にとって、銀の減価は…きわめて由々しきことであった。…彼らはなるべくルビー銀貨の保有を控え、ルビー債権の取得を忌避したのである」(*the Bankers' Magazine*, Vol. XLIV, 1884, p. 616.)

7) ちなみに、最盛時(1870年初期)のO. B. C. の国際的支店網は次のように巨大な広がりをもつものであった。ボンベイ、カルカッタ、マドラス、コロンボ、カンディ、ポイント・ド・ガル、ケープタウン、ダーバン、モーリシャス、シンガポール、ポート・エリザベス、シドニー、メルボルン、香港、福建、上海、神戸、横浜の各支店。

犠牲にしても、本国資金を植民地に円滑に導入すべく植民地銀行の活動を積極的に支援し、もって現地の金融上の季節的不安定さを克服する決意をしたのである⁸⁾。この経緯を反映して、Currency Board System の原型を与えたセイロンの政府幣制度が為替本位制への目芽えを見せるのは、イギリスが明確に銀本位の放棄を決意する1893年以降であり、政府紙幣制度になった年からこの年までの10年間は紙幣発行の安全性のみを追求するという後ろ向きの方針しかなかったと見なしてもよいであろう。しかし、さしあたって選択された銀行券から政府紙幣への逆戻りのなかには、のちの Currency Board System の保証準備の内容のほぼ全型がすでに見出されるが、その厳しい内容が時の推移につれて、少しずつ弾力的運用を許すように変化する契機をこそわれわれは確認して行かねばならないのである。

少なくとも、1856年から1884年まで続いた植民地銀行券の完全支配時代が終末をつげたのは決して理論的帰結として出てきたものではない。それは、巨大な植民地銀行であった O. B. C. の倒産が惹き起こすパニックを早やかに鎮静化させるさしあたっての措置の恒常化でしかなかったのである。すなわち、O. B. C. 券はもちろんのこと、他の Mercantile Bank の銀行券自体も信用を失わない、ただ銀貨のみが通用する流通手段となってしまった状況下では⁹⁾、既発行の銀行券、ことに O. B. C. 券の通用価値をセイロン政府が保証すること、

8) Report of the Committee appointed to inquire into the Indian Currency; 1899, p. 10, para. 36 (以降、Indian Currency Committee 1898, Report of, として表示する)はロスチャイルド家の投資行動を指摘してこの点(平価安定こそ第1の課題)を強調している。すなわち、拡大し続ける植民地経済は本来はロンドンの資金を魅きつけるはずのものであるのに、それができないのは、ルビー価値が不断に低下し、投資家が銀本位国で債権をもちたがらないからだとしている。同時に、この委員会(Fowler 委員会)は、スターリングとルビーの為替比率の安定化によるロンドン資金の導入こそが、金融逼迫と緩和を繰り返す後進的経済の季節的サイクルをなくす切り札であると指摘している。

9) セイロン総督は次のように本国に報告している。「(もし再び銀行制度に頼らねばならないとすれば)一方で住民が食糧を買うことができず、他方でこの国への米の主たる輸入者である Chettiers が自分たちの食糧倉庫の警護に軍隊を派遣するように司令部に要請する、という事態に直面してしまうでしょう」(Governor's Despatch No. 87 of 5 May 1884; CO 541553)。なおこの5月5日はO. B. C. の支払い停止公告後(3日)のわずか2日あとであった。Gordon はすでに政府紙幣への切り換えの方針をもっていたのである。

およびこれまでの慣例を破って政府が自らの手で不足銀貨の緊急輸入を行なわなければならないことは緊急措置として当然のことであった(100万ルーピーという)。さらに緊急措置として、総督の Gordon は債務者がなお引き続いて従来通りの土地所有権を保持してもよいとの認可を与えている (*the Bankers' Magazine*, Vol. XIV, June 1884, p. 615, 参照)。それだけではない。O. B. C. 券の受け取りを政府機関が継続し、他の金融機関にも協力を求めて合意を得たうえで¹⁰⁾、Gordon は本国の大蔵省、植民省に対してセイロンでは政府紙幣制度に切り換えざるをえないとの急送便を出し(注9, 参照)、本国側からの返事も待たずに独断先行で早やばやと5月10日には政府紙幣制度の草案を発表してしまった。この鮮やかな矢継ぎ早やの措置によってセイロンの混乱は急速に鎮静化し、O. B. C. 倒産後わずか1か月後には、早くも Gordon は「民衆の信頼が完全に回復した」と本国の植民省に報告できた(CO/54/553 : G 221 of 8 June 1884; Gunasekera, *From Dependent Currency to Central Banking in Ceylon*, 1962, p. 70 より)。言うまでもなく、緊急性をもつものであったとはいえ、Gordon のこれらの措置は鮮やかではあったが、本国の貨幣高権を犯すものであり、当然のことながら、本国からの厳しい非難をあげている。しかし、Charter を本国が銀行に与えたかぎり、政府は何よりも事態の收拾にまず責任をもたねばならない、とする Gordon の説得に本国も沈黙せざるをえなかったという(Gunasekera, *ibid.*, p. 73, 参照)。もちろん、これにはモーリシャスにおける植民大臣 Grey の同様の決意が既成事実化していた点も大きく左右していたことは言うまでもない(Chalmers, *A History of Currency in British Colonies*, 1893, p. 358, 参照)¹¹⁾。かつて1850年代に、

10) 1884年4月末のセイロンの銀行券発行残高は Rs. 4,369,524 あり、うち4分の3が O. B. C. のものであった(Rs. 3,423,635)。ライバルの Chartered Mercantile Bank of India のそれは Rs. 945,889 であった。セイロン政府もまた O. B. C. に Rs. 626,369 の預金をもち、Rs. 176,126 O. B. C. 券をもっていたという。Gunasekera, *From Dependent Currency to Central Banking in Ceylon*, 1962, p. 68; Ceylon Government Gazette, 1884; *the Bankers' Magazine*, Vol. XLIV, 1884, pp. 613-6, および, pp. 664-70, 参照。

11) モーリシャスでは、1825年から1847年まで Mauritius Bank と the Commercial Bank の2行の銀行券支配時代だったが、1847年に前者が倒産して銀行券の信用が失墜したために、島民

セイロンの幣制に関して政府紙幣制度を拡充するか、銀行券制度を採るかの二者択一が論議されたとき、前者を主張する植民省の Grey 案が退き、James Wilson の銀行券論をとる大蔵省側の案が通ったといういきさつもあって、大蔵省側はそれまで政府紙幣制度に対する最大の反対者であったのだが、Gordon のセイロンにおける成功は大蔵省のこの態度を旋回させるのに大きく貢献したようである。次の章句はその端的な表現である。

「この先例がつくられることにより、私 (注…大蔵次官) の考えは変わった。民間機関の紙幣発行に対しても植民地政府が責任を負わなければならないのなら…、紙幣発行は政府の手で行なった方がましだからである」 (Treasury Documents, No. 11503, 26 August 1884, P.R.O.)。

しかも、この態度の旋回は対セイロンにとどまらず、全植民地にも適用しようというほど大きいものであった。たとえば、O. B. C. の脱落后の空白を埋めるべく銀行券発行限度の拡大を要請する香港政庁に対する回答にこれがうかがわれる。

「最近のセイロンにおける O. B. C. 券の信用失墜という苦い経験に照らしてみても、私たちは銀行券発行権のいかなる拡大策に対しても賛成できない。…逆に、私たちは、植民地政府自体に紙幣の独占的発行権をもたせるような措置を講じるべき時期が到来したと考えている。…そのさい、セイロンにおける紙幣発行の具体的措置が…余り多くの修正を施されることなく香港でも政府紙幣制度の確立にあたって適用されうと思える」 (Treasury Letter to Colonial Office, Nov. 1884, No. 18072184, P.R.O., T.I, 8130 B)¹²⁾。

12) 強い要請のもとにその後 Ordinance No. 9 of 1849 によって政府紙幣制度が創出された。しかし、この地ではルビーのスターリングに対する慣習的価値 (2s.) と、実質的価値 (1s. 10d.) とが乖離していたことから政府紙幣制度は大きな困難を経験することになる。実質的価値に基づくルビー紙幣を発行すれば (スターリングとの兌換を保証するという意味)、シリング貨が流通から駆逐され、スターリング紙幣を発行すれば、銀行がそれを準備用に返還してしまうだけとなったからである。結局、Ordinance of 1875 (No. 30) でスターリングを廃貨に、ルビーの対スターリング価値を慣習上の 2s. にすることによって (すなわち完全にルビー圏に帰属させることによって)、この困難さからの脱却にある程度成功することになる。Chalmers, *op. cit.*, pp 367-70, 参照。

このように、拡大する植民地経済に対応する適正な幣制とは何かという視点から論じ尽された結果としてではなく、早急に混乱を収拾する必要性ということからこの幣制は生じたものにすぎず、Gordon の強力なイニシアティブのもとで先行させられた既成事実の事後承認的なものでしかなかった。このようなセイロンの政府紙幣制度は、成立の由来から当然配慮されていたように、「通貨の安全性」ということが最大の眼目であったことは言うまでもない。「100%」準備制についてはもちろんのこと、準備内容も、モーリシャスでは認められていた自国政府証券への投資は禁止され、正貨準備率 2 分の 1 を超える額は自国以外のイギリス帝国内の政府証券にしか投資できなくなる、という銀行券時代およびモーリシャスの先例よりもはるかに厳しい規定のものに作り換えられたのである。

したがって、成立当初の特殊事情を考慮に入れずに、条文の解釈だけから幣制の「硬直性」を云々するのは妥当性を欠く接近方法となる。むしろ、この幣制は客観的状況の変化に実に柔軟に対応して発展し続けてきたという点にいま 1 つの特徴をもつからである。修正に次ぐ修正の連続から最終的に為替本位制的なものにこの幣制は結実して行ったが、この変化の中にどのような必然的な論理が流れていたのか、私たちがおさえなければならない点は、さしあたってはここである。

まず、後の CURRENCY BOARD SYSTEM の満面開花の原型と起点を与えたセイロンの Ordinance No. 32 of 1884 (the Paper Currency Ordinance of 1884) の規定の重要な部分を列挙することからはじめよう。

- 12) しかしこの措置は香港には適用されなかった。この地の Hongkong and Shanghai Banking Corporation 地位が圧倒的であったからである。O. B. C. は 1881 年時点で Hongkong B. C. の \$1,640,290 に次ぐ \$807,133 の銀行券を発行していた。香港で銀行券を発行できた銀行はあと 2 行あり。Chartered Mercantile Bank of India (セイロンで O. B. C. の対抗相子であったもの) が \$6,409,568, the Chartered Bank of India, Australia and China (James Wilson が発起人の 1 人) が \$589,388 であった。Chalmers, *ibid.*, pp. 379-80, 参照。第二位の地位にあった O. B. C. 倒産後の空白を埋めることと、いま 1 つは中国人に人気のある小額紙幣 (\$1) が Hongkong B. C. にのみ認められるという差別的優遇政策に対する他銀行の反撥から、この要望は出されたものである。W. F. Spalding, *Eastern Exchange, Currency and Finance*, 1924, pp. 372-73, 参照。

- (1) コロンボに Board of Commissioners of Currency (Currency Board) を設置し、植民大臣、大蔵次官、セイロン主計局の管轄下におく。
- (2) 政府のみが紙幣を発行する権限をもち、種類は 5, 10, 50, 100, 1,000 ルピーである。要望の強かった小額紙幣は依然として忌避されていた。
- (3) 発行紙幣は無制限法貨であるが、ルピー銀行を対価としてのみ発行・回収に応じる¹³⁾。
- (4) 1885年2月15日から1885年3月31日までの間に O. B. C. 券を額面通りで政府紙幣と交換する。それ以後は停止する。
- (5) 発行残高に対する準備は 100% でなければならない。準備に占める正貨 (ルピー銀貨) の比率は 3分の1 から 2分の1 の間でなければならない。正貨準備が 2分の1 を越えるときには外国政府証券 (セイロン政府以外のイギリス帝国内) のものに投資できるが、正貨が準備の 3分の1 を割りそうな場合には、準備中の証券を売却して正貨の補充を図る必要がある。
- (6) 証券運用による収益は 1% は減価基金として年々積み立てねばならないが、それ以上は政府収入に組み入れることができる。

この条令は 1885年1月1日から実施されたが、条文通りに厳格に運用されていた実施直後の 1885年~1891年 (毎年12月31日時点) の発行残高を表 4・6、準備内容と減価基金の例を 1891年で見つめたものを表 4・7、およびやはり同年の紙幣以外の通貨 (銀貨) の各機関による保有額を表 4・8、で示すことにする。ここから、当時のセイロンの全通貨のうち、紙幣は約 50% であったことを知ることができるだろう。

Currency Board と取り引きできる主体は法的には誰でもよかったが、実質

13) しかし、ルピーの補助通貨の鑄造が廃止になったわけではない。セイロンの補助貨は 1871年8月の総督布札により 10進法となった。1872年以降、5セント、1セント、 $\frac{1}{2}$ セントの補助銅貨が鑄造され、1ルピー=100セントになった。さらに、Order in Council of 1892 で新たにポルトガル領インドのルピーが無制限法貨として導入され、10セント、25セント、50セントの補助銀貨も鑄造されるようになる。補助銀貨は 5ルピーまで、補助銅貨は 2分の1ルピーまでの通用制限を設定された。ちなみに、1891年のセイロンの人口は 300 万人にも達しており、流通紙幣は頭割りでも 1人当たり 2.5ルピー、同じく流通銅貨は 1.5ルピーとなる。両者合算しても 4ルピー程度であった。Chalmers, *ibid.*, pp. 357-58, 参照。

表 4・6 政府紙幣発行残高
(1885年—1891年) (単位ルピー)

1885年	4,192,165ルピー
1886年	5,012,165
1887年	5,171,705
1888年	5,529,705
1889年	6,444,375
1890年	6,294,375
1891年	7,537,375

(出所) Chalmers, *op. cit.*, p. 358.

的には植民地銀行と the Bank of Madras (インド管区銀行)であった。したがって、第II節で示されているように、植民地銀行の手形買い取り意欲を規定するセイロンの輸出動向いかにセイロンの通貨供給は決定されるという完全に受動的なものであり、通貨増減の自由裁量は Board 側にはまったくなく、というように本質的には植民地銀行券時代と変わるところはなかった。保証準備の厳しさがつけ加えられただけにすぎなかったのである。通貨供給が毎年季節的なサイクルを繰り返していたこともやはり同じ理由による。

この毎年確実に予測できる季節的サイクルは Board 側の準備内容をも規定することになる。すなわち、過剰正貨→証券投資、過少正貨→証券売却→正貨補充と

表 4・7 1891年12月31日の準備および減価基金 (単位ルピー, セント)

準備	投資証券の現実評価	投資収益実現額
(i) 正貨	4, 478,581 Rs. 80 c.	253,825 Rs. 18 c.
(ii) 投資		組み入れ
(a) インド4%証券	1,778,807 Rs. 70 c.	減価基金 25,073 Rs. 12 c.
(b) スターリング証券	1,279,985 Rs. 50 c.	政府収益 86,685 Rs. 97 c.
計	3,058,793 Rs. 20 c.	減価基金累積額
計	7,537,375 Rs. 38 c.	200,000 Rs.

(出所) *ibid.*, p. 359.

表 4・8 1891年12月31日の実際の存在額 (単位ルピー)

(1) 銀貨	
(a) 政府にある発券準備	4,500,000
(b) コロンボの銀行手持ち	3,000,000
(c) 銀行(その他の)および民間人の手持ち	4,000,000
計	11,500,000
(2) 銅貨	948,966
(3) 計	12,500,000

(出所) *ibid.*, p. 357.

いう条文の規定通りの手続きを踏むことは、それがあまりにも煩雑であり、もっと簡素な形でルーティーン化するものであるために、次第に手続きは簡素化されて行き、それはそれで弾力的運用の契機となるものであったが、他方で、準備証券が価値の安定したスターリング証券ではなく、価値下落を続けるインド政府証券でもたざるをえないという不利な選択をあえてしなければならなくなったからである。すなわち、毎年繁忙期の10—12月には Board 側の発券準備に占める正貨の比率は50%を超えるのが一般的であったために、余剰正貨は外国政府証券に投資していたが、しかしすぐさま次の閑期の1—3月には紙幣の回流→正貨の Board からの流出をみるのであった。しかもこのときには、放置すれば正貨準備は3分の1を割る恐れが強かった。それゆえに、2—3か月前に購入した証券はただちに売却されねばならなかった。このような季節的サイクルが毎年確実に繰り返されるのだから、過剰正貨を証券に投資することはほとんど無意味なものになってしまう。投資収益を確実に取得するには、あまりにも頻繁な売買は、値動きの激しいルピー建て証券に限って言えば得策ではないし、さりとて、価値の安定しているスターリング証券の投資では機敏性を欠くことになる。Board 側は本国に対してこのジレンマを解消すべく、正貨準備が3分の1を超えた段階で証券投資してもよいとの規定変更を申入れたこともあるが (s. p. 34 of 1896)、この申入れを拒否する本国側の論拠は通貨の安全性という点のみであったという (Gunasekera, *op. cit.*, p. 84, 参照)。

正貨を死蔵してしまえば煩わしさはなくなるものの、これは投資収益のかかなりの部分を政府の特別会計に繰り入れることを狙っていた Board 側の選択しうることではなかった(表4・7, 参照)。

このような状況下では、収益性の大きさと安全さよりも、換金の迅速性の方が Board 側の至上命令になったのも当然のことであろう。したがって、不利をあえて承知しつつも、Board はルピー証券を売買の対象にせざるをえなかったのである。事実、1885年から1914年までの期間では、スターリング証券は一度も売却されたことがなく、ルピー証券のみが頻繁な売却・購入の対象となっていたのである(Gunasekera, *ibid.*, p. 83, 参照)。しかし、頻繁で煩雑なこの操作を Board 側が植民地銀行に委ねるようになることから、この幣制は弾力的な運用に向かう第一の契機を得ることになる。

初期の証券投資の操作はかなりまわりくどいものであった。まず余剰正貨が Colonial Treasury に移され、総督が本国の the Crown Agents for the Colonics に対して、Board に代って証券を購入してくれるように依頼する。依頼を受けた Crown Agents は Colonial Treasury 宛ての手形を発売し、その売却金で証券を取得する。他方、Colonial Treasury 宛ての手形を購入するのは、インドやセイロンでルピーを調達する必要のある植民地銀行であった。彼らはこの手形を Colonial Treasury に提示してルピー銀貨を入手したのである。このルピー貨はセイロンで再度紙幣に換えられるか、インドで使用すべく持ち出された(Gunasekera, *ibid.*, p.83, 参照)¹⁴⁾。

しかし、上記の措置は結局は簡略化しても同じ効果をもつはずのものであった。植民地銀行がインドやセイロンでルピー銀貨を入手したいとの意欲をもつ

14) この操作に関する総督、Crown Agents、植民大臣、間の往復書簡は、なぜか法令により廃棄処分されている。しかし、Public Record Office の Index にはそれを裏付ける項目が載っている。Index 12981 の Governor's Despatch No. 30 of 1887 は Crown Agents が Colonial Treasury の資金宛に Rs. 30万の手形を振り出し、同額の証券取得を代行してくれるよう植民大臣に要請したものである。同じく、Despatch No. 30 of 14 January 1888, Index 15393 では Rs. 88,000 の投資を要請した経過を示している。しかし、この年以降 Index の中にはこのような措置を証する項目は存在していない。Gunasekera, *op. cit.*, p. 83, 参照。

かぎり、Board 側が植民地銀行に余剰正貨を委託して、彼らに証券取得を代行してもらってもよいはずだからである。それはまた、植民地銀行の手持ち証券を Board 側がルピー正貨を提示して購入するという手続きと外観的には何ら区別しえぬものであった。ルーティーン操作がここまでくれば、あとは銀行の手持ち証券をルピー銀貨ではなくセイロン政府紙幣で買い取るという段階の到来も容易になってくる。この段階を踏まえても、事後的には余剰正貨が外国証券に投資されることと実質的には区別できないからである。

たとえば、発券残高を100とし、正貨準備が60、証券準備が40であったと仮定しよう。この場合、少なくとも10の正貨が余剰であるから、この分は外国証券に投資することができる。慣行では植民地銀行にその操作を依頼するのであるが、しかし、委託する当の相手である植民地銀行側がセイロン政府紙幣の取得を増やす意図をもっているかぎり、植民地銀行はわざわざ別途にルピー銀貨を提示する必要はない。Board 側が植民地銀行の提示する外国証券を対価に10の紙幣を発行すればよいはずだからである。余剰正貨→外国証券投資という Board 側の意向と、正貨→政府紙幣という植民地銀行側の意向とは、外国証券→政府紙幣という直接交換と実質的には同じになる。この場合、発券残高は110となり、正貨準備は60のまま不変、証券準備は50に増える。最終的な正貨準備の比率が2分の1以下に落ち込む惧れがないかぎり、この種の操作は何らの不都合も惹き起こさないものとなる。植民地銀行側にしても、セイロン紙幣を取得するためにのみルピー銀貨をインドで調達する手間と経費をかける必要もなく、きわめてこの操作は歓迎すべきものであった。もちろん、この種の操作が円滑に遂行されるには、Board 側の正貨準備が2分の1以上あること、植民地銀行の政府紙幣取得意欲が大きい、という2つの条件の存在が大前提となる。この条件下でのみ、法的にも抵触せずにこの措置は幣制に弾力性を与えたのである。逆に言えば、正貨準備率が2分の1を割っているときとか、あるいは将来にわたっても植民地銀行側の正貨持ち込みの見込みがないときには、条項の変更がないかぎり、Board 側のイニシアティブで発券高を増やすこと

は不可能であったことに変わりはない。しかし、時としてこの規定すら時々の緊急事態に対処するべく、しばしば無視された。第V節と第VI節で詳論するが、ここでは、1888年—1906年の間でその規定が破られた事例を示しておこう(表4・9)。

100%準備制という条件があるかぎり、発券残高の変化は正貨準備の変化と証券準備の変化との合計となるのは当然のことだが、時代が下るにつれて、発券残高の変化のかなりの部分が証券準備の変化によって調整されるようになっていた。とくに、1889年12月、1892年9月、1892年12月、1900年11月、1903年9月といった発券残高の急増した月は、圧倒的に証券の変化によるものであった。しかも、1892年9月、1900年11月などの月は、正貨準備率が50%を割っていた月である(Monthly Statements of Currency Commissioners, 1892,

表4・9 Currency Board のバランス・シート(対前月の変化)、1888—1913年。

(単位ラックス=Rs. 10万)

発券の急増した月	発券残高の変化	正貨準備の変化	証券準備の変化
1889年12月31日	+ 5.25	+ 2.25	+ 3.00
1892年9月30日	+ 5.40	- 4.60	+10.00
1896年12月31日	+ 6.58	+ 1.66	+ 9.92
1900年11月30日	+ 5.45	- 1.67	+ 7.12
1903年9月30日	+14.80	- 0.20	+15.00
1906年12月30日	+ 5.93	- 5.73	+11.66
発券の急減した月			
1888年3月31日	- 1.62	- 2.48	+ 0.89
1889年1月31日	- 1.50	- 2.50	+ 1.00
1899年10月31日	- 0.30	- 2.30	+ 2.00
1905年1月31日	- 2.78	- 3.77	+ 0.99
1906年6月30日	- 0.92	- 2.77	+ 1.84
1910年5月31日	- 2.76	- 5.02	+ 2.60
1912年11月30日	- 3.53	- 6.05	+ 2.52
1913年1月31日	- 5.48	- 7.85	+ 2.37

(出所) Ceylon Government Gazettes, Monthly Statements of the Commissioners of Currency; Gunasekera, *op. cit.*, p. 89, より作成。

1900の当該月; Gunasekera, *op. cit.*, p. 85, 参照)。この月は、急増する政府紙幣需要に対応すべく、そしてまた植民地銀貨の正貨輸入の負担を軽減してやるべく、正貨ではなく外国為替を対価の紙幣発行に Board 側が応じた月でもある (B. R. Shenoy, *Ceylon Currency and Banking*, 1941, pp. 152-58, 参照)。さらに、1892年9月と1906年12月の事例は、Board 側がインドへの送金用にルピー銀貨を植民地銀行と the Bank of Madras に供与してやったうえに、ヨーロッパ向け輸出増による植民地銀行のスターリング手形買い取り資金需要にも応じてやったことの反映である (Shenoy, *op. cit.*, pp. 157-61, 参照)。

紙幣を回収するさいにも、証券の売却に依る度合いは高まりつゝあった。1888年3月、1889年1月、1899年10月、1905年1月、1906年6月、1910年5月、1912年11月、1913年1月は、正貨準備の減少額が発券残高の減少額よりも小さかった事例である。すなわち、売却すべき証券のかかなりの割合が直接に銀行の提示する政府紙幣と引き換えに銀行に手渡されたという (Shenoy, *ibid.*, p. 158, 参照)。この操作は、紙幣回収の役割をはたすと同時に、銀行に対して対外決済手段を供給するという役割すら担うものであったと見なしてもよいだろう。

少なくとも上記の事例は、多くの批判者による予断に反して Currency Board System がその初期局面においてすら、正貨ではなく証券ないしは外国為替対価による発券制度への移行の契機を含むものであったことを示すものであろう。運用次第では限定づきであったとは言え、この幣制はある程度の弾力性ならば確保しうるものであった。植民地銀行との接触が深まるにつれて Board は彼らの銀貨持ち込みの負担を軽減さす措置すら行なっていたのである。

しかし、上記の少数事例のみでもって、この幣制が恒常的に弾力的であったと断定することは誤った結論を導いてしまう。正貨準備が充分にあるという条件下でしかこの弾力性は働いたにすぎなかったからである (ただし、1892年9月、1900年11月の例外もある)。正貨準備が2分の1以下であったり、将来に

わたって銀貨流入が望めそうもないときには、この種の操作を行ないうる誘因は Board 側にはなかったのである。しかも、銀行側が外国為替や、外国証券を Board 側に売る意志をもち、Board 側から正貨でなく政府紙幣を取得しようとするかぎりでのみこの操作は可能なのでしかなかった。

いわゆる「為替本位制」とは外国為替を対価として紙幣を発行し、かつ外国為替によってそれを回収する、という制度のことである。その意味では、1914年以前のセイロンの幣制の弾力的運用は厳密には為替本位制と言えるものではない¹⁵⁾。便宜上の措置として植民地銀行の売り出す外国為替を対価に紙幣発行を行なっても、その外国為替が外国証券を取得する手段として有利であったからに他ならない。法的建て前としても外国為替を対価とした紙幣発行ではなかったし、いわんや紙幣回収の手段として Board 側の手持ちの外国為替が使用されたわけではない。とくに後者の事態が行なわれるためには、少なくともルピー銀貨の輸出入をまったく必要としないという条件を必要としていた。その条件のもとでのみ、紙幣発行と回収のシステムが外国為替の売買によってのみなされるという完全な紙幣制度樹立の展望は拓けるのである。

しかし、この条件も小額紙幣発行の認可というステップを踏むことにより、セイロンからルピー銀貨が完全に払底するという状況が以外に早く到来して満たされることになった。インドの幣制改革がこの種の措置の導入を必然化させたのである。

IV ルピー銀貨の廃貨か金本位制か

すでに前節の冒頭で指摘したように、セイロンにおける幣制改革の基本的与件は、減価し続ける銀貨をいかに安定させるかという点に本来はあったはずである。少なくとも、植民地銀行を介在させて、ロンドン金融市場の資金をセイ

15) B. R. Shenoy は Currency Board System が第 1 次大戦前から為替本位制的機能をもつものであったと規定し、1903年9月、10月、11月、および1913年の8月、9月、10月をその事例にあげている。Ceylon Currency and Banking, 1941, pp. 157-61, 参照。しかし、この事例も厳密には外国為替それ自体を対価に発券がなされたのではなく、取得した外国為替はすぐさま外国証券に投じられている。反証については、Gunasekera, *op. cit.*, p. 139, 参照。

ロンに流し込むことによって成立している幣制の性格からするかぎり、この資金流入の円滑な流れが阻止されることは、制度そのものが崩壊する危険性をもっていたからである。植民地銀行に関するかぎり、輸出手形の買い取りとかその他の短期ローンの供与といった形でルピーの債権をもつことは、ルピーの減価が着実に進行するもとは忌避したい行為であった。ルピー圏における債務増大のヘッジがとれないかぎり、植民地銀行による信用供与の増大は望めないはずのものであった。ルピー相場の何らかの安定策が講じられないかぎり、ロンドン資金はセイロンに流入すべくもなかったからである。しかし、セイロンではまったく偶然の幸運が到来して、このような危険性が現実のものになるにはまだ1890年代後半をまたねばならなかった。政府紙幣制度が発足した1885年から1893年までは幸運にも一大紅茶ブームが生じて、ロンドンの投資家が競って紅茶のエステートを購入しだしたという事情が、本来根底にある条件を顕在化させなかったのである。コーヒー産業の壊滅時と軌を一にした O. B. C. の倒産時には植民地銀行によるルピー債権取得の忌避という事態は深刻なものであったが、新たに登場した紅茶ブームが少なくとも数年間は危機の到来を先に延ばしたのであった。長期の債権の保有を禁じられている植民地銀行と異って、ロンドンの投資家たちは紅茶ブームの持続が予想される状況のもとでは、利潤の再投資は言うにおよばず、追加的な投資の継続にきわめて積極的であった。表4・10はその1つの指標としてエステートの拡大と紅茶輸出額の激増とを示したものである。

こうした投資ブームを支えたいま1つの条件は、他ならぬ銀価低落という現象である。もちろん、利潤の再投資という条件下でのみこの点が作用したことを付言しなければならないのであるが、少なくとも、利潤の本国送金よりも投資の追加的拡大を志向する本国の投資家にとって、ルピーの低為替＝本国スターリングの高為替という事態は、ルピー債権を安価に取得できることもあって、ルピー価低落は有利に作用した。しかも、ルピー価下落のスピードの方が、紅茶のスターリング建てロンドン市場価格の下落のスピードを上廻っていたため

に、実質的なルピー取得額は実質的にはそれほど減少しなかった（表4・11、参照）。皮肉なことに、本来は幣制の根底を崩壊させるはずの（植民地銀行によるルピー債権取得の忌避を通じてルピー銀貨が供給されなくなるといった危険性）ルピー価値下落をプランターたちが積極的に歓迎するという逆転した事態すら現われてしまった点に幣制改革のもつ錯綜した利害関係の一例をわれわれは見るのである¹⁶⁾。まさにこの1点において、セイロンの輸出業者たちはインドで進められつゝあるルピー価値下落の阻止＝ルピーの人為的高価格政策に執拗に抵抗することになる¹⁷⁾。

ルピーの低為替は、スターリング建て紅茶価格によるセイロン・プランターのルピー取得額の増加をもたらしただけでなく、イギリスの資本投資家にとっても実質的生産コストの低下をもたらした。少なくとも低為替による物価上昇の速度よりも、賃銀労働者の賃銀上昇の方がはるかに遅れるというのが一般

表4・10 紅茶産業の拡大, 1878年—1900年

年	栽培面積 (エーカー)	輸出数量 (lb.)	輸出価額 (Rs.)
1878	4,700	19,607	20,900
1880	9,274	162,575	150,641
1885	102,000	4,372,721	2,842,269
1890	220,000	45,799,518	22,899,759
1895	305,000	98,581,060	49,290,530
1900	384,000	149,264,602	53,735,257

(出所) Ceylon Blue Books; Gunasekera, *op. cit.*, p. 95.

- 16) 「(為替の)下落は必要なイギリス資本の流入に対する障害にはならなかった、というのがわれわれの得た証言の結論である。しかも証言によれば、以前よりも大量の資本がもっともな理由で投資されているという」(Report of the Silver Currency Commission, 1893; Sessional Papers 6 of 1894, para. 24)。なおこのレポートは、1893年10月6日にインドの幣制改革によるセイロンへの影響を調査する目的で Swettenham (セイロン主計局長)を議長としてできた委員会である。
- 17) セイロンの著名なプランターの T. N. Christie は1892年11月に植民大臣宛ての手紙の中で、低為替が生産者に有利であること、したがって、インド政府によるルピーの人為的高為替政策がセイロンに「甚大な悪影響」をおよぼすこと、このため「われわれはその種のいかなる措置にも抵抗する」と明言している。Indian Currency Committee 1893, Minutes of Evidence, Appendix II, p. 221, 参照。

表 4・11 紅茶単価 (スターリング建て) とルピー取得額

年	ルピー相場 (対ペンス)	紅茶ロンドン価格 (ペンス) (lb. 当たり)	ルピー取得額 (セント) (lb. 当たり)	栽培面積増分 (対前年・) (エーカー)
1880	20.0	10.50	54	—
1881	19.9	11.75	59	8,500
1882	19.5	12.75	65.4	10,000
1883	19.5	15.25	78	38,000
1884	19.3	14.75	76	32,000
1885	18.2	15.25	83.5	48,000
1886	17.4	13.3	76	130,000
1887	16.1	13.0	81	13,000
1888	16.4	11.5	70.5	17,000
1889	16.6	10.8	65	5,000
1890	18.1	10.8	59.5	15,000
1891	16.8	10.0	60	30,000
1892	15.1	9.5	63	12,000

(出所) Ceylon Blue Books; Gunasekera, *ibid.*, p. 107-8.

的な姿だったからでもある¹⁸⁾。1893年の Hershell 委員会、1898年の Fowler 委員会においてセイロンのプランターのごとくがインドの幣制改革に対する反対証言を行なったのも、ほとんどが上記の理由によるものであった¹⁹⁾。確かに利潤の本国送金を考慮すれば、ルピーの低為替は逆にロンドンの投資家に

18) さきのセイロンのプランターの Christie は1898年の Fowler 委員会で次のように証言している。「われわれが栽培している生産物、とくに紅茶の価格は実質上は金建て価格である。すなわちロンドン市場における建値である。為替相場が下落している状況のもとでは、一定のスターリング価格のもとで生産者はより多くのルピーを取得できる」。しかも、自身の出費は現実にはまったく増大せず、このルピー取得の増大分がまるまる利益となる。「ルピー相場が下落しはじめたこの20年ないしは24年間において、賃銀水準は変化しなかった。今日支払っている賃金水準は24年前のものと同じ水準にある」(Indian Currency Committee 1898, Minutes of Evidence, p. 165; Answer to Q, 4504)。

19) 両委員会におけるその他の反対証言の個所を明示すれば以下の通り。Indian Currency Committee 1893: Minutes of Evidence, Appendix II, p. 109, Q. 2427-8 (The Ceylon Association in London の書記, Martin Leake); *ibid.*, pp. 109-13, Answer to Q. 2451 (the Ceylon Tea Plantations Company 代表, H. K. Rutherford と上記の Leake)。Indian Currency Committee 1898: Minutes of Evidence, p. 141, Q. 1259 (Ceylon Chamber of Commerce の議長, Henry Bois)。

とって不利になるはずであった。にもかかわらず、紅茶産業の将来がますます拓かれて行くという展望があるもとでは、本国送金の最終局面である農地の売却という事態は遠い未来のこととしてしか投資家たちには意識されえなかったであろう。Fowler 委員会における T. N. Christie の証言はこの点を主張するものであった。

「資本の流入を保証するものはしかるべき利潤を得ることができるという展望なのであって、為替相場の安定それ自体は大した理由ではない」(Indian Currency Committee 1898: Memorandum of T. N. Christie)。

しかし、輸出という直接の利害関係者ではなく、少しマクロ的に経済活動を見る証人たちは、依然この種の低為替を有利と見なす見解に対しては否定的であった。国民経済的には利益と損失とが相殺されるというマーシャルの主張は当時の学問的見解を体現したものであるが²⁰⁾、Fowler 委員会の結論も完全にそれに従うものであった。すでに1893年の Hershell 委員会の出した結論—為替の低落は輸出業者に対する補助金的役割をはたすことは認めるが、しかし、これは、ひとたび国内の生産価格が新しい相場に適合してしまえば消失してしまうといった類の「一時的刺激」でしかない²¹⁾—がそのまま踏襲されたにすぎなかったが、1898年の Fowler 委員会が前回の委員会よりも強調の度合いを強めたのは為替相場の不安定さからくるイギリス資本導入の困難性についてであった(本稿注8、および Indian Currency Committee 1898, Report of,

20) マーシャルは、「一国の輸出貿易と通常は雇用主である企業家の利害とが接点をもち、雇用主にとって利益となるものこそ輸出工業に対する補助金である、と表現してしまえば、それはそれで正しいことになるだろう」、しかし、為替の低落を続ける中国が「人為的」な高為替相場にあるインドに比して有利な位置にあるかと言えばそうではない。「中国の通貨が減価すれば、(輸出により稼得した)財は減少し、わずかしが被雇用人の手には入らないことになる。資本家の茶生産者とかかわりをもつ中国の債権者の取り分も少なくなってしまうだろう。しかし、上記のことは一国内で分配されることにすぎない。この利益は他人の犠牲の上に成り立つものでしかない。……しかし、通貨の減価が生じていない国の資本家は、減価する通貨をもつ国の資本家が貸金支払いとかその他の面で有利さをもちうることを、したがって、彼らの財を国内市場であれ外国市場であれ販売するさいにその価格のより大きな比率を受け取るということに対してねたみをもつのである」(Indian Currency Committee 1898, Minutes of Evidence, p. 177, Q. 11792)。

21) Report of the Indian Currency Committee 1893, para. 27.

para, 27, 参照)。要するにセイロンの個別事情は、為替相場の不安定さにもかかわらずロンドン資金の導入が可能である特殊事例として認識されたにすぎなかったのである。「(これらの措置によって) インドルピーを本位通貨にしている植民地政府 (セイロン, モーリシャス) がどのような政策をとるべきかを助言することは、この委員会の責任外にある」 (Indian Currency Committee 1893, Report of, para. 129)。

Hershell 委員会の示唆に基づいて、セイロンがインドの通貨圏から離脱するのか、あるいは「インドの行動に黙従するのか」 (Indian Currency Committee 1893, Report of, para. 129) の態度決定を行なうべく、セイロンでは主計局長の J. A. Swettenham を議長とする the Silver Currency Commission が組織される (1893年10月6日)。しかし、30人の証言者のうち、インド通貨圏からの分離賛成派はわずかに8人、反対派は22人であった (Report of the Silver Currency Commission, 1893, para. 46, 参照)。反対派の論拠といってもさまざまであったが、その主なものは、銀地金価値に基く (したがって、人為的ルピー価値をもとうとするインド・ルピーと区別された) セイロン独自の通貨を鑄造すれば、インドへの輸入代金払いが経費のかかるものになってくること (すなわち、輸入品の値上り、およびインド・ルピー調達の困難性) とか、プランテーション労働者の多くが南インドからの季節的労働者であることからする賃金支払いの不便性 (すなわち、セイロン・ルピーで支払えば、人為的高価値のインド・ルピーに比して低賃金となり、季節的労働者の確保が困難となる。しかし、インド・ルピーで支払えば賃金コスト全般の上昇となってしまう) を云々するものであった。

しかし、政府レベルからすれば、紅茶ブームを背景として継続的な銀流入が持続するかぎり、わざわざインドの行動に追従して輸出収益の減退→財政収入の減少を惹き起こす可能性のある人為的高為替相場をとる必要性はなかったはずである。スターリング建ての Home Charges 送金による財政負担がインドほどではなかったからである。すなわち、インドの年々の Home Charges は

全歳出の3分の1に達するほどの巨大なものであったが、セイロンのそれは17%でしかなかった (Gunasekera, *op. cit.*, p. 115, 参照)。とは言うものの、日用品のほとんどが南インドからの輸入に頼っているかぎり、セイロン・ルピー（独自に地金価値に基いて鑄造すれば）の対インド・ルピー（地金価値から乖離した人為的高価値にある）相場下落は、これら輸入品価格の暴騰につながり、国内生活が蒙る打撃は深刻なものとなる惧れが充分にあったし、何よりもまず、イギリス帝国およびセイロン全体のバランス感覚を重視されたしという本国植民大臣の通達 (CO 54/612: 7 July 1893; Gunasekera, *ibid.*, p. 117) を考慮に入れて Silver Currency Commission 1893の「分離はせず」との結論にセイロン政府も従ったのである。

しかし、インドの行動に従うことは、セイロンに予想外の犠牲を強いるものであった。すでにわれわれが第II節で示したように、インドの流通ルピー削減政策がセイロン自体の紙幣発行を困難にさせたからである。1892-93年にはインド政府は Rs. 1,250万のインド・ルピーを鑄造していたが、1893-5年には Rs. 94,595 ルピー、1897-98年にはさらに減少して、わずか Rs. 499,219 しか鑄造されなかったのである。このため、植民地銀行は自己の営業領域の中ではもっとも重要なインドにルピーの流動資産を確保しておくべく、周辺のセイロンや海峡植民地に保有していたルピー銀貨をインド国内の支店に集中しはじめることになった。 *Ceylon Statist.*, 6 March 1897 の報じるところによれば、1896年12月から1897年3月までの間に植民地銀行はセイロンから Rs. 400万ものルピー銀貨を持ち出したという。しかもルピー相場が軟化しているときには、植民地銀行にとっての主たるルピー銀貨調達手段である Council Bills のロンドンにおける売り出しが制限されるところから、ルピー銀貨を対価としてのみ紙幣を発行するシステムにあったセイロンの通貨は深刻な不足に悩まされることになる。経済活動の実勢に従うのではなく、ただルピー相場下落の程度如何によってのみ通貨供給の規模が決定されていたのである。第III節でもわれわれが示唆したように、紅茶ブームに湧き、輸出手形売却意欲の盛んなセイロンに

において、肝心のルピー銀貨の調達が困難となったことは、絶対的な矛盾であった。この事情を反映して Currency Board の手持ち証券の委託販売を通じて植民地銀行に手形買取り資金供与の便宜を図っていたらしい形跡が読み取れることもわれわれが見た通りである。この時期に為替本位制への途にいたる重要なステップを踏む準備が芽生えたのであるが、ステップを完全に踏ませるにはまだいくつかの契機がなければならなかった。銀貨の払底→小額紙幣による代位という流れに存在する契機がそれである。

インド政府による流通ルピー銀貨削減政策が第1の契機であるとすれば、このことが惹き起こした通貨不足に対処するために導入されたソヴリン金貨の本位貨化政策が皮肉にも銀貨不足に拍車をかけた第2の契機となったのである。

周知のように、1898年の Fowler Committee の提言のもとにインドは金本位制への移行を目指してソヴリン金貨とハーフ・ソヴリン金貨を法貨にするとの宣言を行ない、£. 1 = Rs. 15 に釘付けする政策（具体的には流通しているルピー銀貨の鑄造し政策——B. P. P. 1898, LXI, Letter from Government of India to Secretary of State, 3 March 1898, para. 9-11, 参照）が採用されたが、1901年にセイロンもこれに追随することになった。すなわち、紙幣発行はルピー銀貨のみを対価としなければならないことを定めた Paper Currency Ordinance of 1884の第2項が Ordinance No. 13 of 1901 によって修正され、ソヴリン金貨（ハーフ・ソヴリンはセイロンでは認められず）の提示に対して紙幣発行の義務を Board が負うことになったのである。Board 側にしても地金価値の裏付けのないルピー銀貨よりも価値の安定したソヴリン貨を準備とする方が安全であるとの軽い気持でこの修正を歓迎したにすぎなかったのであろう。が、事態は思わぬ方向に発展してしまった。この措置によってセイロンにはますますルピー銀貨が流入しなくなったのである。

Board には1889年時点で年平均 Rs. 500万のルピー銀貨が準備として保有されていた。しかし、1902年にはわずか Rs. 145,000のルピー銀貨しか Board 側には提示されず、それも6月に Rs. 15,000の滞留があったのみで、逆に

Board からの流出分が提示分を上廻ってしまった。このために準備は、1901年11月末の Rs. 525万から1902年末には Rs. 170万へと急減している。他方、ソヴリン貨の準備は急増することになる。1902年には銀行が Board 側に提示したソヴリン貨はルピー換算で Rs. 800万にも達し、Board のソヴリン準備も1901年11月末の Rs. 70万から1902年末には Rs. 617万へと急増している (J. W. Ridgeway, *Administration of the Affairs of Ceylon*, 1903, p. 10, 参照)。季節労働者のインドへの引き揚げ時や、インドからの食糧品輸入支払い用として、ルピー銀貨は着実に流出するものの、銀行の持ち込みによる補充はまったくなされなかったのである。

少なくともルピー銀貨の収縮政策と Council Bills の発売制限政策をインド政府が続けるかぎり、セイロンで通貨を必要とする植民地銀行は、調達困難なルピー銀貨よりもソヴリン金貨の提示の方を選択したのも当然であるし、そもそも輸送コスト並びにロンドンからの直接経路が可能であることを鑑みれば、ルピー銀貨調達の迂廻の経路よりもソヴリン金貨の方が経費的にははるかに有利であったはずである。事実、ソヴリン金貨に切り換えてから、植民地銀行の正貨輸送コストは16分の1から8分の1程度は軽減されたという (S. P. 5 of 1903, pp. 23-26; Gunasekera, *op. cit.*, p. 129)。

銀貨が持ち込まれなくても、金貨が提示され続けるかぎり、セイロンの通貨は総額的には減少しないものの、発行紙幣が Rs. 5以上のものしか許されていない、小額取り引きには依然として紙幣ではなく銀貨を使用せざるをえなかったという状況のもとでは、日常生活における通貨(ルピー銀貨)が枯渇してしまうことになる。この事実、ヨーロッパが金をもちたいがために、アジアに銀をもたした、という矢内原忠雄以来の常識論が意外に単純な事実を無視したものであるかを示すものであるが、とは言っても、完全な金本位制を維持したままで、日常小額取り引きは、小額紙幣の発行で対処すればよいとするわけには行かぬことをも同時に示すものである。1902年のセイロン総督の植民地大臣宛書簡は、何よりも銀貨流通の必要性を訴えたものであった。

「きわめて重要な目的において、銀は必須のものであり、金によって完全にとって代わられるものではない。農業労働者や小作人への支払い用にしろ、小額取り引き用にしろ——実際、この国の小額取り引きのすべてが——銀のみが充分に対処できるのである。金はその価値があまりにも高すぎて、この目的にはまったく合致できないものである」(G260 of 12 June 1902; Gunasekera, *ibid.*, p. 133)。

確かに金の裏付けのある小額紙幣を発行しさえすれば日常取り引き用通貨の不足は解消されるかもしれない。しかし、そもそもの住民の日常取り引き額が小さかったうえに、とくに必要なものは Chettiers がインドからもたらす小口の食糧品支払い用ルビー銀貨であった、という状況のもとでは、銀兌換の媒介を経ずに直接に金と結びついただけの小額紙幣は事実上兌換されえないものと同じであるし、Chettiers あるいは南インドの住民自体がセイロンと同一の銀行信用を受けるようにならないかぎり、ことは小額紙幣の発行政策で收拾のつくものではなかった。地位が低下しつつあったとは言え、なお銀が世界市場における貨幣の位置を保持しているかぎり、セイロンのみが銀の呪縛を断ち切れるはずもない。いわんや、インドにおいてすら地金価値から乖離させられているとはいえ、依然銀の現身の通用が維持されている状況下では、小額紙幣の発行→完全な金本位制への移行などは絵空事でしかなかった。問題は常に、銀の急激な価値下落という困難な局面を打開すべく、幣制の根底を金に結びつけておく必要があるという一方の要請と、日常取り引きの便宜性を確保するためには銀の流通がなければならないという他方の現実性との接点をどこに見出せばよいのか、という点に存在していたのである。地金価値ではなく名目価値でとりあえず銀貨を流通させつつ、究極的には金本位にしておく、という折衷的なインドの1898年以来の幣制は、この間の苦しい妥協の模索であったと見なすべきであろう。解決すべき事態は、金か銀か、といった単純な二者択一の問題ではなかったのである。ところが、1902年以来のセイロンでは、この媒介的位置に立つべきルビー銀貨自体が枯渇していた。事態はさらに深刻なものであ

った。少なくとも、前者（価値の安定）の課題をインド側の政策に委ね、後者（現実の取り引き手段の供給）のみを自己の政策として機械的に分離していたのに、その大前提がルピー銀貨不足によって崩壊しつゝあったからである。

いずれにせよ、銀貨の枯渇という異常事態にあわてた Board は、ルピー銀貨の緊急輸入に踏み切るが、植民地銀行側は依然としてソヴリン貨のみをもち込み続ける。当然、セイロンにおけるルピー銀貨は大幅にプレミアムがつく、というよりも、セイロンの紙幣は大幅にディスカウントされていた（すでに Fowler 委員会の G. Van Hoff の証言にもその事実が指摘されていた。Minutes..., p. 17, 参照）。

Board 側の銀輸入政策にもかかわらず、1902年11月末のルピー準備は Rs. 200万を割り込むことになる。ここに Ordinance of 1903によって幣制は再度修正される。これによって、Board 側のソヴリン貨保有の上限は £.20万に設定され、それ以下でも Board 側の判断によってソヴリン貨の受け取りを拒否してもよいことになった (Gunasekera, *ibid.*, p. 132, 参照)。

この期に再度インド通貨圏からの離脱の是非がセイロンで論議されるようになるが、依然として調査委員会（主計局長 A. G. Lasselles を議長とする Currency Commission 1903）の結論は完全な金本位制に対して否定的であった。米輸入に携わる Chettiers の1人 Alagappa の証言によれば、「われわれが望んでいるのは銀である」という主張の論拠には、セイロンの食糧輸入は対岸の何千という小口商人からのものであり、一件当たり取り引き高が2,3ルピーにも充たないという事情があるという。もしもソヴリン金貨しかセイロンで使用できないとすれば、インドでソヴリン貨をルピー銀貨に換えねばならず、ソヴリン貨は大幅にディスカウントされるであろうと言う (S. P. 5 of 1903, p. 35; Gunasekera, *op. cit.*, p. 134)。依然として、商業的現実論が建て前論を押し切っていた。現実論とは、インド—セイロン間の日常的貿易の継続には銀貨が必要であるという側面を重視したものである。しかし、大植民地銀行がセイロンにソヴリン金貨しか持ち込まないからこそルピー銀貨が完全に不足し

ているというのも現実である。銀流入の展望は開けず、さりとてセイロンの紙幣では南インドの商人がそれを受けとってくれない。この絶対的矛盾の解決にはインド—セイロン間の小口取り引き自体が銀行信用で行なわれるようになるほど、セイロンと南インドの経済の深部まで銀行の影響力が達することが大前提とならねばならなかったのである。この解決策が具体化されるためにはなお第1次大戦前まで待たねばならなかったのはこの事情による。しかし、少なくともこの1902-3年の事態は、セイロン当局、本国、および植民地銀行をして「為替本位制」の到来が近いことを確信させるに充分のものであった。事実、Board 側はなしくずし的に為替本位の片方の操作（スターリング為替対価による紙幣発行）にこの期以降乗り出して行く。

——（この稿未完）